

平成26年 5月29日

資 料 提 供

総務部総務課法規グループ
直通 076(225)1232
内線 3372

「平成26年度第1回石川県公益認定等審議会」の開催結果について

標記に関しまして、別紙のとおり、公益社団・財団法人として認定し、及び一般社団・財団法人として認可することが適当である旨答申する決定がされるとともに、公益社団・財団法人について事業の変更を認定することが適当である旨答申する決定がなされました。

(別紙)

平成26年度第1回石川県公益認定等審議会(5月28日)開催結果

(1) 「公益財団法人」として「認定」することが適当であるとされた法人

No	① 名称 ② 認定後の名称 ③ 代表者の氏名 ④ 所在地 ⑤ 所管課	事業概要	公益目的事業
			収益事業等
1	① 財団法人エムエス環境育英財団 ② 公益財団法人エムエス環境財団 ③ 松坂 久 ④ 金沢市畝田西四丁目87番地3 ⑤ 環境部自然環境課	自然環境の保護育成と環境保全教育の振興に関する事業を行う。	・環境保全についての普及啓発のための施設管理及び乗車体験イベントの開催事業 ・自然環境保全に関心のある高校生への奨学金支給事業 ・花蜂の飼育・研究事業 ・自然環境保全のための研究に対する支援事業 ・自動販売機事業

(2) 「一般社団法人」として「認可」することが適当であるとされた法人

No	① 名称 ② 認可後の名称 ③ 代表者の氏名 ④ 所在地 ⑤ 所管課	事業概要
2	① 社団法人珠洲アウトワード・バウンド協会 ② 一般社団法人珠洲アウトワード・バウンド協会 ③ 泉谷 信七 ④ 珠洲市飯田町15部5番地 ⑤ 教育委員会事務局生涯学習課	青少年の健全育成及び地域社会の振興を目的として、主に体験型の事業を中心に、事業での活動を通じて青少年の健全な育成及び地域社会に貢献する事業活動をおこなう。

※ 「一般社団法人」及び「一般財団法人」として「認可」する場合は、「公益目的事業」と「収益事業等」の区分はありません。

(3) 「変更認定」することが適当であるとされた「公益財団法人」

No	① 名称 ② 代表者の氏名 ③ 所在地 ④ 所管課	変更の概要
3	① 公益財団法人能美市ふるさと振興公社 ② 高塚 善衛 ③ 能美市辰口町又10番地 ④ 健康福祉部厚生政策課	事業の追加 (収益事業等) 出向事業